



県章

群馬県報

平成22年
3月16日(火)
第8772号

目次

ページ

規則

- 群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（職業能力開発課） 3
- 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 3

告示

- 家畜伝染病発生報告（畜産課） 6
- 道路の区域変更（道路管理課） 6
- 道路の供用開始（同） 6
- 道路の区域変更（同） 7
- 道路の供用開始（同） 7

訓令

- 群馬県立産業技術専門校運営規程の一部を改正する訓令（職業能力開発課） 8

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（NPO・ボランティア推進課） 9
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（同） 9
- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 9
- 土地改良事業の換地処分（同） 10
- 都市計画道路変更の県原案（都市計画課） 10
- 公聴会の開催（同） 11
- 道路位置の指定（建築住宅課） 12

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 12
- 政治団体の名称等 13
- 政治団体の異動事項 14
- 政治団体の解散届出 15
- 資金管理団体の名称等 15
- 資金管理団体の異動事項 16
- 資金管理団体の指定取消し 16

内水面漁場管理委員会指示

- 漁業法第六十七条第一項の規定等による指示の一部改正 17
- 同 17
- 水産動物の保護に係る指示の一部改正 17

企業管理規程

- 群馬県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する規程（財務管理課） 18

入 札 公 告

○一般競争入札の実施（警備第二課）

1 9

落 札

○落札者等の決定（管財課）

2 1

規則

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十号

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

群馬県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年群馬県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五百円」を「七百元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 平成二十二年四月一日前の職業訓練を受けた日に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十一号

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則（昭和四十八年群馬県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二前橋産業技術専門校の項中

金属技術科	一年	二〇人
サービス実務科	一年	一五人

を

金属技術科	一年	二〇人
-------	----	-----

に改める。

別表第四中

三月以上六月以内
二日以上三月以内

を

三月以上六月以内
二日以上六月以内

に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(規格A4)(第10条関係)

			整 理 番 号	
在職者訓練受講申込書 年 月 日 校長あて 在職者訓練を受けたいので申し込みます。				
受講コース名				
フリガナ		性 別	生 年 月 日	
氏 名		男・女	年 月 日 () 歳	
連 絡 先		〒 TEL () FAX ()		
区 分 (該当する□にレ印を 付けてください。)		☐ 在職者 ☐ 個人事業主 ☐ 求職者 ☐ その他 () ----- 求職者以外の方は、次の勤務先情報も記入してください。		
勤 務 先	名 称			
	フリガナ 代表者・職・氏名			
	研修担当者名			
	所 在 地	〒 TEL () FAX ()		
業 種 (該当する□にレ印を 付けてください。)		☐ 製造業(ゴム製品) ☐ 製造業(ゴム製品を除く。) ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業(ソフトウェア業及び情報処理業) ☐ サービス業(ソフトウェア業及び情報処理業を除く。) ☐ その他 ()		
資 本 金		_____万円	勤務先の企業の 従業員数	_____人

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第75号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

病 名	畜 種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	3頭	平成22年2月10日	安中市	法令殺

◎群馬県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎安中渋川線	北群馬郡榛東村大字広馬場字八ノ海道1250番の7地先から同郡同村大字同字同1223番の3地先まで	前	7.6~12.8	231.7
			後	9.3~15.3	232.4

◎群馬県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎安中渋川線	北群馬郡榛東村大字広馬場字八ノ海道1250番の7地先から同郡同村大字同字同1223番の3地先まで	平成22年3月16日

◎群馬県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大笹字上ノ原324番の1地先から同郡同村大字同字同322番地先まで	前	8.0～10.0	33.0
			後	8.0～16.0	33.0
		吾妻郡嬭恋村大字大笹字上ノ原322番地先から同郡同村大字同字同2129番の26地先まで	前	8.2～13.5	192.0
			後	8.2～13.5 13.0～34.0	192.0 178.5
		吾妻郡嬭恋村大字大笹字上ノ原2129番の26地先から同郡同村大字同字不動南木2129番の25地先まで	前	6.5～7.2	64.0
			後	6.5～13.8	64.0

◎群馬県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	藤岡大胡線	前橋市小島田町717番の1地先から同市富田町1320番の1地先まで	平成22年3月19日 午後4時

■ 訓 令

群馬県訓令甲第一号

総務部
産業経済部
産業技術専門校

群馬県立産業技術専門校運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月十六日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県立産業技術専門校運営規程の一部を改正する訓令

群馬県立産業技術専門校運営規程(昭和四十五年群馬県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条中「訓練生等」を「訓練生及び在職者訓練を受講している者」に改め、同条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。
別記様式第四号及び別記様式第五号中「第11号」を「第10号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年3月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アートアドバイスセンター
- 3 代表者の氏名 新井功夫
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市城東町四丁目2番18号神山ビル
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の個人及び団体に対して、芸術文化に関する助言、教育支援事業を行い、全ての人々が生涯を通じて心豊かに芸術的文化的環境を享受できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年3月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かけはし
- 3 代表者の氏名 棚橋タカ子
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市朝倉町830番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、虚弱や寝たきりの疾病などにより、社会的援助が必要な高齢者及びその他の人に、家事援助、介護などに関する事業を行い、それらを通じて、人間らしく生きる権利を守り、地域福祉・在宅福祉などの増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 の 事 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
藤岡南部	理 事	再 任	新井晋十郎	藤岡市神田309番地
	同	同	島崎奎三	同 同 892番地
	同	同	小暮孝男	同 同 1213番地
	同	同	高田元昭	同 同 312番地1
	同	同	木村裕隆	同 同 735番地
	同	新 任	御供文雄	同 同 882番地1
	同	退 任	荻原健男	同 同 998番地3
	同	再 任	飯島幸雄	同 矢場810番地
	同	同	高橋初雄	同 同 58番地
	同	同	飯島詳弘	同 同 681番地
	同	同	浅見秀雄	同 同 668番地
	同	同	福島盛治	同 本郷1604番地
	同	同	福島孝之	同 同 1526番地
	監 事	同	黒澤昭治	同 三本木37番地1
	同	再 任	高橋健一	同 高山224番地
	同	同	江原貞夫	同 藤岡3042番地28
甘楽多野用水	同	退 任	神澤悦市	富岡市曾木900番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営小日向土地改良事業の換地処分を平成22年3月8日に行った。

平成22年3月16日

群馬県知事 大 澤 正 明

渋川都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成22年3月16日

群馬県知事 大 澤 正 明

渋川都市計画道路に3・5・24号渋川西道路を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 の 線 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・24	渋川西道路	渋川市 渋川字 西田	渋川市 金井字 下新田	渋川市 金井字 戸神	約 1,900m	地表式	4車線	15.5m	幹線街路渋川駅前通り 線と立体交差 幹線街路八幡前坂下線 と立体交差 幹線街路阿久津折原線 と立体交差 幹線街路と平面交差1 箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、渋川都市計画道路の
変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 開催期日及び場所 平成22年4月7日（水）午後7時 渋川市民会館第1会議室
- 作成しようとする都市計画の案 渋川都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中部県民局渋川土木事務所及び渋川市都市計画課において、平成22年3月16日（火）から同月30日（火）まで閲覧に供する。（ただし、土、日及び祝日を除く。））
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成22年3月30日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
郵便番号371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027（226）3654

別記様式

渋川都市計画道路（3・5・24号渋川西道路）の変更に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 大澤 正明 あて				
平成22年3月16日付け群馬県報に登載された渋川都市計画道路（3・5・24号渋川西道路）の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所	氏名	印 年齢 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）			
3	意見の要旨（別紙のとおり）			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	道路の位置	幅員及び延長	指定番号 指定年月日
1	北群馬郡吉岡町大字上野田320-10	幅員 延長 4.60m 34.04m	前土指定第304-11号 平成22年2月15日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

平成22年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

- 1 県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,649
- 2 県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 338,741
- 3 県の議会の議員の各選挙区における県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	8,897
多野郡	1,198
甘楽郡	7,515
吾妻郡	17,564
利根郡	10,859
佐波郡	9,689
邑楽郡	27,712

前橋市	92, 622
高崎市	99, 993
桐生市	34, 569
伊勢崎市	53, 134
太田市	56, 455
沼田市	14, 418
館林市	21, 192
渋川市	23, 593
藤岡市	18, 818
富岡市	14, 373
安中市	17, 466
みどり市	14, 086

◎群馬県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成22年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石原一夫後援会	石原一夫	石原良雄	伊勢崎市西田町30-4
佐藤きくいちろう後援会	佐藤信鋼	本木秀雄	伊勢崎市曲輪町29-7
佐藤きくいちろうを励ます会	佐藤喜久一郎	本木秀雄	伊勢崎市曲輪町29-7
たきざき明彦後援会	佐藤高史	近江谷修子	高崎市あら町6-3
富岡市民の会	小金沢岩男	今井源八	富岡市一ノ宮349-1
中村ひろひこ群馬後援会	羽鳥守	島田和佳	前橋市亀里町773
日本弁護士政治連盟群馬支部	高橋伸二	石原栄一	前橋市大手町3-6-6
やまこし清彦を育てる会	山越清彦	山越美紀	伊勢崎市波志江町177-8
大和いさお後援会	村上勝	篠崎孝雄	伊勢崎市山王町1163-2

◎群馬県選挙管理委員会告示第121号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成22年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党群馬県土地改良支部	主たる事務所の所在地	前橋市元総社町2-5-3	前橋市問屋町2-16-9
民主党群馬県第2区総支部	会計責任者の氏名	山越清彦	岡崎哲也

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
石関政経懇話会	会計責任者の氏名	山越清彦	藤生浩道
大山貞治郎後援会	会計責任者の氏名	加藤浩之	大山美雄
岡野光利を励ます会	主たる事務所の所在地	富岡市一ノ宮349-1	富岡市南蛇井871
群馬県獣医師政治連盟	会計責任者の氏名	神谷英樹	松本尚武
群馬県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	前橋市元総社町2-5-3	前橋市問屋町2-16-9
幸福実現党群馬県本部	主たる事務所の所在地	高崎市あら町6-3	前橋市文京町1-40-18
	代表者の氏名	新井明	滝崎明彦
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員
小林人志後援会	会計責任者の氏名	入沢金太	小林寛仁郎
高崎市歯科医師連盟	代表者の氏名	堀口美恵子	宮崎孝明
	会計責任者の氏名	谷内英明	割田誠也
多田稔を育てる会	会計責任者の氏名	多田照	多田稔
田角ときやすを育てる会	主たる事務所の所在地	高崎市日高町771-2	高崎市日高町772
角田修一後援会	会計責任者の氏名	角田佐知子	新井恒子
中沢丈一政経会	代表者の氏名	新井勝巳	阿佐美昭一

星野みのる後援会	主たる事務所の所在地	沼田市桜町4765-3	沼田市桜町4799
未来の富岡をつくる会	政治団体の名称	未来の富岡をつくる会	岩井けんたろう後援会
茂木伸一後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町728-1	吾妻郡東吾妻町植栗919

◎群馬県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成22年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党勢多郡支部	金子一郎	池田孝男	前橋市富士見町山口179

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋間好雄後援会	秋間好雄	秋間重乃	伊勢崎市赤堀今井町1-255-1
坂田和平後援会	石原松広	坂田幹夫	桐生市新里町新川2473
関口のりよし後援会	関口保太郎	関口保太郎	佐波郡玉村町樋越107-6
次のおおたを創る会	下山順一郎	境野美恵	太田市すずかけ町14-4
平田保後援会	平田春夫	平田信和	邑楽郡大泉町寄木戸1242
長沼ひろむと歩む会	木村隆俊	下山順一郎	太田市尾島町155-2
長沼ひろむ連合後援会	長沼広	関口文雄	太田市尾島町155-2

◎群馬県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成22年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
石原一夫後援会	伊勢崎市西田町30-4	石原一夫	伊勢崎市議会議員	石原一夫
佐藤きくいちろうを励ます会	伊勢崎市曲輪町29-7	佐藤喜久一郎	伊勢崎市議会議員	佐藤喜久一郎
やまこし清彦を育てる会	伊勢崎市波志江町177-8	山越清彦	伊勢崎市議会議員	山越清彦

◎群馬県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成22年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
茂木伸一後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町728-1	吾妻郡東吾妻町植栗919

◎群馬県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により資金管理団体指定取消しの届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成22年3月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
長沼ひろむ連合後援会	太田市尾島町155-2	長沼広	太田市長	長沼広

■ 内水面漁場管理委員会指示**◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 郁 夫

2中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 郁 夫

2中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

水産動物の保護に係る指示（平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月16日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 郁 夫

2中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

■ 企業管理規程

群馬県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十二年三月十六日

群馬県企業管理者 篠崎健司

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局行政財産使用料徴収規程の一部を改正する規程

群馬県企業局行政財産使用料徴収規程（昭和四十二年群馬県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 前項の規定により難い場合における使用料の年額の基準は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成22年3月16日

群馬県警察本部長 大 平 修

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 指揮室映像システム賃借 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成22年10月1日（金）から平成29年9月30日（土）まで
- (4) 設置場所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- (5) 入札方法上記(1)の件名を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成22・23年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成22年4月9日（金）までに、群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月23日（金）午後4時までに、資格者名簿の登載を確認し、警察本部警備部警備第二課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) この業務を遂行できる知識・技能等の能力を有し、夜間等における障害に対応できる十分な保守体制を整えられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警備部警備第二課 電話027-243-0110 内線5761
- (2) 入札説明書等の交付方法 平成22年3月16日（火）から同年4月9日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 競争参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により

提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、競争参加資格確認結果は、平成22年4月16日（金）までに競争入札参加資格確認書で通知する。

ア 申請書等の提出期間 平成22年4月1日（木）から同月15日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「指揮室映像システム賃借資格審査書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 開札の日時及び場所 平成22年4月26日（月）午後2時 群馬県警察本部地下1階入札室（郵送による場合は、書留郵便とし、同日午前10時までに群馬県警察本部警備部警備第二課あて必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「指揮室映像システム賃借入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に関する説明会 無

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 入札及び契約書作成等に係る費用 一切入札者の負担とする。

(7) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Osamu Ohira, Chief of Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Rental for display system of Command and Control Room, 1set

(3) Fulfillment period: September 30, 2010

(4) Term of the contract: From October 1, 2010 through September 30, 2017

(5) Bidding explanation Handbooks: It is available between 9:00a.m. to 5:00p.m., from March 16 through March 30 at the office mentioned-below.

Note: Closed holidays are stipulated Article 1 of the regulations concerning Gunma Prefectural holidays.

(6) Time-limit for tender: 2:00p.m. on April 26

Note: The tender sent by registered mail (and filled in the envelope "Tender for the Large-scale

display system rental" in red) must arrive no later than 10:00a.m., the same day.

- (7) Contact Point for the notice: Second Security Division, Security Administration,
Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, 371-8580,
TEL 027-243-0110

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成22年3月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県庁舎等で使用する電気 年間予定使用電力量 12,090,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部管財課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成22年3月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 丸紅株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 5 落札金額 178,332,105円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成22年1月8日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111